

福井県警察歯科医師の嘱託に関する訓令

平成 10 年 11 月 13 日
福井県警察本部訓令第 17 号

改正 平成 21 年 3 月 16 日本部訓令第 10 号

福井県警察歯科医師の嘱託に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、福井県警察歯科医師（以下「警察歯科医」という。）の嘱託及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(嘱託)

第 2 条 警察歯科医の嘱託は、警察署長（以下「署長」という。）の上申に基づき福井県警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

- 2 前項の嘱託は、警察歯科医嘱託書（様式第 1 号）を交付して行うものとする。
- 3 第 1 項の上申は、警察歯科医上申書（様式第 2 号）により行うものとする。
- 4 警察歯科医の嘱託期間は 3 年とし、更新することができる。ただし、嘱託期間の途中において嘱託を解除した場合の後任者の嘱託期間は、前任者の残任期間とする。

(警察歯科医之証等)

第 3 条 本部長は、警察歯科医に対して警察歯科医之証（様式第 3 号）及び腕章（様式第 4 号）を交付するものとする。

- 2 署長は、警察歯科医から警察歯科医之証又は腕章を亡失、き損又は汚損した旨の届出を受けたときは、事実の有無を確認し、再交付の手続をとるものとする。
- 3 署長は、警察歯科医の嘱託の解除があったときは、警察歯科医之証及び腕章を本部長に返納させなければならない。

(職務)

第 4 条 署長は、警察歯科医に対し、次の各号に掲げる職務（歯がに係るものに限る。）を要請するものとする。

- (1) 被疑者の留置に関する訓令（昭和 53 年福井県警察本部訓令第 1 号）に規定する被留置人に対する医療に関すること。
- (2) 検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき警察官が行う変死体の身元調査業務に係る意見等に関すること。
- (3) 死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）に基づき警察官が行う死体の身元調査業務に係る意見等に関すること。
- (4) 保護取扱いに関する訓令（平成 13 年福井県警察本部訓令第 32 号）に規定する被保護者の医療その他保健に関すること。
- (5) その他署長が警察業務遂行上必要と認めた事項に関すること。

(報告)

第 5 条 署長は、警察歯科医に対し、前条に定める職務について取り扱った事項を警察歯科医取扱記録簿（様式第 5 号）又は口頭により報告を求めるものとする。

(報酬)

第6条 本部長は、警察歯科医に対して報酬を支給することができる。

(嘱託の解除)

第7条 本部長は、警察歯科医が疾病その他の事情により職務の遂行に支障があると認めるときは、署長の上申により嘱託を解除するものとする。

2 署長は、警察歯科医からその職を退く旨の申出があったときは本部長の承認を受けなければならない。

(秘密を守る義務)

第8条 署長は、警察歯科医に対し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと及びその職を退いた後も、また同様であることについて徹底しなければならない。

附 則 (平成10年福井県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年福井県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成21年3月16日から施行する。

様式省略